

電話の勧誘で、外国為替取引引きの
儲け話に乗ってしまいました。

Q

先日、A社からイラクの通貨「ディナール」に関する広告が届きました。内容は、要するに、いま、イラクのディナールという通貨を買っておけば、将来儲かるというものでした。A社に電話をしたところ、「アメリカ軍が撤退すれば、ディナールの貨幣価値は20～30倍まで上がる」、「いま円をイラク通貨のディナールに両替しておけば、必ず儲かる」とのことでした。そこで、1口(=25,000 ディナール紙幣1枚)10万円で、10口100万円の契約をし、A社に振り込みました。イラクの情勢も不透明ですし、騙されてしまったのでしょうか。

A

近時、イラクの「ディナール」やスーダンの「スーダンポンド」等の海外通貨に関して、「将来、通貨価値が上がり、必ず儲かる」などと勧誘して販売する被害が増加しています。ディナールは、国内で日本円に換金することは困難ですし、将来、その貨幣価値が本当に上がるかどうかとも分からず、近いうちにイラクに行く予定のある人でない限り、有用性はあまりありません。しかも、そもそも2万5000ディナールは、現在のレートでは2000円弱にすぎず、それを10万円で販売するというのは、全くの暴利行為であると考えられます。業者の言葉を鵜呑みにせず、安易に飛びつかないようにしましょう。

ところで、業者が、消費者に対して、将来における変動が不確実なことについて、断定的判断(「絶対儲かる」等)を告げて契約を締結させた場合、消費者契約法に基づいて取消を主張することができます。イラクのディナールの通貨価値の、将来の変動は不確実であると考えられますので、「必ず儲かる」と言われ、それを信じて購入した相談者の方の場合には契約を取り消すことができると考えられます。

もっとも、このような悪質業者から金員を取り返すのは容易ではありません。業者の預貯金等に対する仮差押申立をしたリ、犯罪利用口座であるとして口座凍結の申請等をする必要があります。専門的な知識も必要となりますので、生活科学センターや弁護士に相談されることをお勧めします。

【山田法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

宍粟市社協の権利擁護相談担当弁護士による身近な相談Q&Aです。

日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。

(〒671-4137 宍粟市一宮町閭賀300 宍粟市社会福祉協議会 FAX 0790-72-8788)

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談 (法律専門相談)

宍粟防災センター

10月22日、29日(金)

11月5日、12日、19日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっています。

(山崎支部 62-15530)

◎無料弁護士相談

立花隆介弁護士(山田法律事務所)による無料法律相談です。

●千種保健福祉センター

11月9日(火)

午後1時～4時

●一宮保健福祉センター

11月24日(水)

午後1時～4時

◎結婚相談

宍粟防災センター

10月21日(木)

11月4日、18日(木)

午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

◎申し込み：社協本部

(電話72-8787)

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。